

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

(新)

岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和三十八年岐阜県条例第七号）第三条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の種類ごとの数は、次の表のとおりとする。

区分	職員の職の種類	定数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師	六、六四七人
	養護教諭及び養護助教諭	三六四人
	栄養教諭	九三人
	学校栄養職員	七人
	事務職員	三八五人
	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師
養護教諭及び養護助教諭	一八〇人	
栄養教諭	四五人	
学校栄養職員	四人	
事務職員	一九六人	

付 則 略

(旧)

岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和三十八年岐阜県条例第七号）第三条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の職員の職の種類ごとの数は、次の表のとおりとする。

区分	職員の職の種類	定数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師	六、五九三人
	養護教諭及び養護助教諭	三六六人
	栄養教諭	九三人
	学校栄養職員	九人
	事務職員	三八九人
	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師
養護教諭及び養護助教諭	一八二人	
栄養教諭	四五人	
学校栄養職員	五人	
事務職員	二〇〇人	

付 則 略